

「宇部市オンライン診療（小児科）体制構築業務」委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

この要項は、宇部市オンライン診療(小児科)体制構築業務（以下「本業務」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1)業務の名称

宇部市オンライン診療(小児科)体制構築業務

(2)業務の内容

別紙「宇部市オンライン診療(小児科)体制構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 募集方法

公募型プロポーザル方式により、広く複数の事業者からその提案内容等を募集のうえ比較検討し、業務の目的を最も効率的・効果的に達成することが見込まれる事業者を選定する。

5 委託料の額

委託料の額は、3,710,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、これは契約の際の予定価格を示すものではない。

6 公募に関するスケジュール

項目	日程	備考
公募開始	令和8年9月25日(金)	市ウェブサイトに掲載
質問受付期間	令和8年9月25日(金)～令和8年10月1日(木)17時必着	電子メールで提出
質問に対する回答	令和8年10月5日(月)	市ウェブサイトに掲載
参加表明書の提出期間	令和8年9月25日(金)～令和8年10月6日(火)17時必着	電子メールで提出
参加資格審査結果通知	令和8年10月7日(水)	電子メールで通知
企画提案書等の提出期間	令和8年10月7日(水)～令和8年10月19日(月)17時必着	持参又は郵送で提出
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年10月22日(木)～令和8年10月27日(火)の間で指定する日（土日除く。）	オンライン形式 (Webex 予定) で実施

審査結果の通知	令和 8 年 10 月下旬予定	郵送で通知及び市ウェブサイトで公表
委託契約の締結	協議成立後 ※診療窓口の運用開始は 令和 8 年 12 月 14 日	

7 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (2) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体でないこと。
- (6) 医療制度を熟知する等、本委託業務を適切に履行できる者であること。
- (7) 以下のア、イのいずれかを満たしていること。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」を取得していること。
 - イ ISO/IEC 27001 認証を、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又は JAB と相互認定している認定機関により認証された審査登録機関から取得していること。
- (8) 本業務に類似したオンライン診療体制の構築・運用支援業務を、人口 15 万人以上の自治体(都道府県又は市町等)から受託した実績(現在受託・運用中のものを含む。)を有すること。

8 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和 8 年 9 月 25 日(金)から令和 8 年 10 月 6 日(火)まで

(2) 配布場所

市ウェブサイトからダウンロード

9 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

参加表明書(様式 1)、事業者概要調書(様式 2)、業務実績調書(様式 3)、誓約書(様式 4)及び情報セキュリティ認証登録証等の写しを電子メールで提出

(電子メールの件名:【オンライン診療】参加表明書)

※電子メール送信後、本市から受領確認の返信メールを送付する。提出後、翌営業日以内に返信がない場合は、電話で確認すること。

(2)受付期間

令和8年9月25日(金)から令和8年10月6日(火)17時まで【必着】

10 参加資格審査結果通知

(1)参加資格確認結果通知は令和8年10月7日(水)までに通知

(2)前号の決定について、通知の日の翌日から起算して3日以内(土日祝日を除く。)に書面をもって市長に対し説明を求めることができる。

11 質問の受付及び回答

(1)提出方法

質問書(様式5)を電子メールで提出

(電子メールの件名:【質問書】オンライン診療プロポーザル(事業者名))

(2)受付期間

令和8年9月25日(金)から令和8年10月1日(木)17時まで【必着】

(3)回答方法

質問者を伏せたうえで、質問者に電子メールで回答するとともに、市ウェブサイト(令和8年10月5日(月)までに掲載

12 企画提案書等の提出

次の応募書類について、片面印刷(A4判)で正本1部、副本5部を提出するとともに、電子データ(PDF形式)を電子メールにより提出すること。

(1)応募書類

名称	備考
企画提案書等提出書	様式6
企画提案書	任意様式
事業計画書 ・提案限度額の範囲内で実施可能な提案項目、実施手法 ・その他独自の企画	任意様式
業務スケジュール	任意様式
業務の遂行体制	任意様式
見積書及び積算内訳書	任意様式
電子データ	上記応募書類一式を結合したPDFファイル

(2)作成上の留意点

- ・任意様式の用紙の大きさはA4サイズとする。ただし、図表等については、A3サイズ用紙をA4サイズに折り込むことも可能。
- ・企画提案書及び添付する事業計画書等は極力簡素にし(表紙等を除きA4判10~15ページ程度を推奨)、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

(3)提出方法

応募書類（紙媒体）を持参又は郵送のいずれかで提出するとともに、電子データを電子メールにて提出すること。

※電子メールの件名は「【企画提案書】宇部市オンライン診療体制構築業務(事業者名)」とすること。電子メール送信後、本市から受領確認の返信メールを送付する。提出後、翌営業日以内に返信がない場合は、電話で確認すること。

※添付ファイルの容量が大きく送信できない場合は、事前に相談すること。

(4) 受付期間

令和8年10月7日(水)から令和8年10月19日(月)17時まで【必着】

※8時30分から17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(5) 留意事項

ア 応募の辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届(様式7)を提出

イ 費用負担

応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

提出された応募書類は返却しない。また、応募書類については、その内容を変更することはできない。

エ 申込後の無効又は失格

次の事項に該当するときは、申込が無効又は失格となることがある。

- ① 応募書類の提出方法、提出先及び提出期限が守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③ 応募書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ④ 見積書の金額が本要項に定める委託料の上限を超えているとき。

オ 見積書の内容

見積書は、各費用の詳細内訳を記載すること。

カ 著作権等の帰属及び保護

- ① 提出された企画提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市は選定委員への配布、審査、選定結果の公表等、本プロポーザルの実施及び手続きに必要な範囲内において、提出書類を無償で使用（複製、要約等を含む。）できるものとする。
- ② 提案内容に含まれる独自のアイデア、技術、ノウハウ等について、受託候補者に選定されなかった応募者の提案内容を、本市が無断で業務等に利用することはない。
- ③ 企画提案書等の作成・提出において、第三者の著作権その他の権利を侵害する内容を含めないこと。万一、第三者との間に権利侵害等の紛争が生じた場合は、応募者が自らの責任と費用において解決するものとする。

1.3 プレゼンテーション審査

選定委員会を設置し、応募者による提出書類及び企画提案に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査は、Web 会議システムを用いてオンラインにより実施し、審査基準に基づいて採点する。

(1) 日時

各応募者へ別途通知（令和 8 年 10 月 22 日（木）～令和 8 年 10 月 27 日（火）の間で指定する日、土日除く。）

（２）実施方法

Web 会議システム（Webex を予定）を使用したオンライン形式

※接続用 URL、ミーティング ID 等は、参加資格審査結果通知後、対象者へ個別に電子メールで通知する。

（３）時間

１者につき 35 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 15 分）

（４）参加人数

１者につき 3 人まで（複数拠点からの接続も可とする。）

（５）オンライン審査における留意事項

ア プレゼンテーション時の説明資料等の画面共有は、応募者の操作により行うこと。

イ 使用する機器（PC、カメラ、マイク等）及び通信環境は応募者側で準備し、事前に接続確認を行っておくこと。

ウ 通信回線の不具合等により審査に重大な支障が生じた場合は、選定委員会の判断により審査を打ち切るか、又は別日程への変更等の対応をとることがある。なお、応募者側の通信障害等によりプレゼンテーションが実施できなかったことによる不利益について、本市は一切の責任を負わない。

エ 審査の録画、録音及び第三者への配信・公開は禁止する。

１４ プロポーザル提案内容及び審査基準

下記の基準に基づき自社の独自性、強みを明確にしたうえ具体的な提案内容を審査する。

審査項目		評価ポイント	評価点
1	医療提供体制・運用管理	(1) 提携医療機関体制、小児診療に対応可能な医師の確保及び教育研修 (2) 事前問診機能及びオンライン診療適否判定体制 (3) 医療安全管理及び医師賠償責任保険の加入状況 (4) 診療後のフォローアップ体制及び受診者満足度調査 (5) 事業者と提携医療機関による円滑な連携・バックヤード運用体制	35
2	企画提案・システム機能	(1) 市民にとっての利用しやすさ・申込操作性 (2) 市民専用窓口による優先的な受診調整、迅速性の確保及び感染拡大時等による患者急増時の対応 (3) 多様な決済方法及び公的扶助（生活保護・子ども医療費助成の償還払い）への適切な対応 (4) オンライン非対応時の救急医療機関等への対面受診誘導と処方箋連携の確実性 (5) 広報・周知協力体制及び実証事業の効果検証・課題分析力	30
3	類似実績・	(1) 自治体等における同種・類似業務の受託実績及び運用ノ	20

	事業者適格性	ウハウ (2) 業務実施体制及びプロジェクト管理の妥当性 (3) 事業開始（12 月 14 日）に向けた工程計画の現実性・確実性	
4	見積額及び経費の妥当性	(1) 提案内容に応じた費用対効果の高さ (2) 各経費の積算内訳の具体性と妥当性	10
5	情報セキュリティ・個人情報	(1) 情報セキュリティ・個人情報保護体制及びガイドライン 準拠	5
合計			100

15 受託候補者の選定

受託候補者は、審査基準に基づき次のとおり選定する。

- (1) 選定委員全員の評価合計点の総合計を全委員数で除した得点（以下「得点」という。）が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 得点の2番目に高い者を次点候補者に選定することとし、受託候補者が辞退等した場合は次点候補者を受託候補者として繰り上げる。
- (3) 得点が同点の場合は、選定委員会において再議のうえ、委員長が決する。
- (4) (1)において、点数が60点未満の場合は、受託候補者として選定せず再度公募する。
- (5) 応募者が1者であっても審査を実施する。
- (6) 受託候補者選定結果通知は、応募者全員に郵送するとともに、市ウェブサイトにおいて公表する。（令和8年10月下旬予定）
- (7) 受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から7日以内（土日祝日を除く。）に市長に対し書面によりその理由を求めることができる。

16 委託契約の締結

受託候補者を選定した後、企画提案内容の詳細について協議を行う。協議が整い次第、委託先として決定し、随意契約によって締結する。

なお、受託候補者との協議が整わないときは、次点の応募者と順次協議及び契約に関する手続きを行う。

17 その他留意事項

- (1) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (2) 本業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止する。

18 問い合わせ、持参、送付先

宇部市健康福祉部地域医療対策室（担当：藤田）

〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目1番10号（宇部市保健センター）

TEL：0836-39-7137

メールアドレス：iryou@city.ube.yamaguchi.jp